

査答申請 第 49 号  
平成 26 年 11 月 4 日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 石 田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 2 月 20 日付け生職第 180 号及び平成 25 年 10 月 18 日付け生人第 79 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「弁明書流出の調査委員会の調査資料」及び「行政が保有する情報の適正な管理体制の確立に関する報告書にある顛末書」の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 48 号及び第 55 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成24年6月19日付け生職第34号及び平成25年6月26日付け生職第37号で行った行政文書を開示しない旨の決定は妥当である。

第2 審査の経緯

生職第34号の不開示決定についての異議申立てに対し、平成25年2月20日付生職第180号で諮問があった。また、生職第37号の不開示決定についての異議申立てに対し、平成25年10月18日付生人第79号で諮問があった。

当審査会は、その内容を審議した結果、併合審査することとした。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

- (1) 平成24年6月5日付けで異議申立人が実施機関に対して行った「弁明書流出の調査委員会の調査資料」の開示請求に対し、実施機関が行った決定を取り消し、開示を求める。
- (2) 平成25年6月12日付けで異議申立人が実施機関に対して行った「行政が保有する情報の適正な管理体制の確立に関する報告書に記載された（P. 1）福祉事務所の課長から申出及び提出された顛末書」の開示請求に対し、実施機関が行った決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 調査委員会が法と証拠に基づいて実施されていない。
- (2) 被害者と加害者の氏名が不特定の一般者の前ですでに公表されているので、不開示の理由がない。
- (3) NPO法人生駒市民オンブズマンの活動を制限しようと画策し、法令遵守推進条例に基づき、追加措置を講じようと作為的に事件を「でっち上げ」、「生駒市行政保有情報管理体制確立委員会」を設置して、その目的を達成しようと図った。真実を隠蔽する必要が生じたため、不開示決定にしたことは明らかである。
- (4) 事務事業に支障を及ぼす理由について、不誠実な対応であり、具体的かつ合理的な説明がない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における口頭理由説明で行った主張は、概ね次のとおりである。

- 1 調査対象職員の出退勤情報は、情報漏洩に関与したと疑われている職員の特定された日の情報であり、人事管理に関する情報であるため、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号に該当する。また、この情報と他の情報を組み合わせることにより、個人が特定されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当し、開示することはできない。
- 2 調査対象職員のパソコン操作履歴は、各職員の個別の情報であり、個人情報であるため、条例第7条第1号に該当し、開示することはできない。また、パソコンの操作履歴の詳細情報や情報項目を公表することは不正アクセス等に対し、情報資産の適正管理を行う上で問題があるとともに、適正な事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当し、開示することはできない。
- 3 調査対象となった職員への個別に聞き取りをした調査内容については、職員名や質問内容も含め、その関連資料は人事管理に係る事務に関する情報である。また、今回のような事案を調査する場合、対象職員の任意の協力が必要であるところ、調査内容を公表することは、信頼関係を損なうこととなり、今後、同様の調査事務を実施することが不可能となるおそれがある。したがって、条例第7条第5号に該当し、開示することはできない。
- 4 顛末書を開示すると、被処分者自らが自己の行為を省みて説明等を行うことを躊躇するおそれがあり、正直な説明等を得られなくなる可能性がある。そうすると、今後の懲戒処分等の事務執行に支障をきたすことが十分考えられ、条例第7条第5号に該当し、開示することはできない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、住民監査請求に関して市職員により作成された弁明書の写しが、福祉事務所の課長から当該住民監査請求人に流出した事案を調査するため設置された生駒市行政保有情報適正管理体制確立委員会が収集した調査資料であり、具体的には、次の通りである。

##### (1) 調査対象職員の出退勤情報

- (2) 調査対象職員のパソコンの操作履歴
- (3) 調査対象職員への行政情報保有の流出に関する質問票（質問に対する回答内容を含む。）
- (4) 聞き取り調査対象職員の聞き取り調書
- (5) 福祉事務所の課長から提出された顛末書

## 2 条例第7条第1号及び第5号の該当性について

### (1) 調査対象職員の出退勤情報について

本件行政文書である職員の出退勤情報は、通常の出退勤情報ではなく、情報漏洩事案の調査対象である職員の特定期における出退勤情報である。したがって、これを明らかにすると調査対象者が判明することになり、人事管理に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

### (2) 調査対象職員のパソコンの操作履歴について

調査対象職員のパソコンの操作履歴を含む関連情報は、生駒市の情報資産であり、IPアドレスやパス等の内容を公にすることにより、外部からの不正アクセスによって、情報の漏洩やデータを改ざんされるおそれがある。したがって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

### (3) 調査対象職員への行政情報保有の流出に関する質問票及び聞き取り調査対象職員の聞き取り調書について

調査対象職員への聞き取り調書や質問票による個別調査記録は、調査対象職員の個人的な言動情報が主たる内容であり、対象職員から当該事案に対しての率直な意見を引き出すために、作成された資料である。これらをいずれも公にすると、今後同様の事案が発生した場合、職員個人の率直かつ自由な供述を確保し難くなり、事実の発見が阻害されるおそれがある。

また、質問票の様式についても、今後同種の事案の調査の際、調査手法も含め、調査の内容が予測されること等、調査そのものに支障をきたすおそれがある。

したがって、これらの情報は、いずれも条例第7条第5号に該当する。

### (4) 福祉事務所の課長から提出された顛末書について

顛末書には懲戒処分の対象となった非違行為の詳細が記載されているとともに、被処分者の行為に対する内心が具体的かつ率直に表明されている。したがって、公にすることにより、今後、非違行為への対応に際し、関係職員からの率直かつ任意の供述を得ることが困難になる。その結果、懲戒処分等における公正かつ適正な調査活動や人事事務執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

- 3 異議申立人は、その他様々な主張をするが、いずれも本件の争点とは関係がない主張にすぎず採用できない。
- 4 以上のおりであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

### 審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年2月20日	・実施機関からの諮問（諮問第48号）を受けた。
平成25年3月26日	・実施機関から諮問第48号に関する理由説明書の提出を受けた。
平成25年5月9日	・異議申立人から諮問第48号に関する意見書の提出を受けた。
平成25年10月18日	・実施機関からの諮問（第55号）を受けた。
平成25年10月23日	・実施機関から諮問第55号に関する理由説明書の提出を受けた。
平成25年11月27日	・異議申立人から諮問第55号に関する意見書の提出を受けた。
平成25年12月17日 （第91回審査会）	・諮問第48号及び諮問第55号の概要説明を受けた。
平成26年3月3日 （第93回審査会）	・諮問第48号及び諮問第55号の審査方法を審議し、併合審査を決定した。
平成26年4月4日 （第94回審査会）	・審議を行った。
平成26年5月12日 （第95回審査会）	・審議を行った。
平成26年6月23日 （第96回審査会）	・実施機関の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成26年7月15日 （第97回審査会）	・審議を行った。

平成26年8月8日 (第98回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・異議申立人の口頭意見陳述を実施した。</li><li>・審議を行った。</li></ul>
平成26年9月8日 (第99回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・審議を行った。</li></ul>
平成26年10月1日 (第100回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・審議を行った。</li></ul>
平成26年10月21日 (第101回審査会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・審議を終結し、答申文を決定した。</li></ul>

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	